

「やまなし」ブランドプロモーション強化業務仕様書

1 委託業務名

「やまなし」ブランドプロモーション強化業務委託

2 業務の目的

本事業は、令和3年3月に策定した「やまなし地域プロモーション戦略」に基づき、本県の多くの魅力的な地域資源を統合的にブランディングし、地域ブランド「やまなし」を確立していくため、専門的・技術的な知見をもとに、庁内の各所属が行う個別の施策のマネジメントを支援すると共に、それぞれの施策の統合的なマネジメントを支援し、各種の施策を有機的・一体的に実行する体制を更に強化することを目的とする。

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとする。

4 委託業務

(1) 全般的事項

地域ブランド推進グループは、地域ブランド・DX統括官のもとで、県が行うコーポレートブランド（以下「CB」という。）、ファミリーブランド（以下「FB」という。）、プロダクトブランド（以下「PB」という。）の価値向上に向けた各種施策を部局横断的にマネジメントする業務を実施する。

受託事業者は、専門的・技術的な知見をもとに次に例示する項目について方針を策定し、地域ブランド・DX統括官に提案を行う。

- ・ 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメント方式
- ・ 各種ブランド価値向上施策のマネジメント支援
- ・ 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメントに関する知見の蓄積
(県職員への研修など)

受託事業者は、上記をもとに地域ブランド・DX統括官及び地域ブランド推進グループと内容を検討して実施方針を確定したうえで、「4(2)」に示す業務を通じて地域ブランド・DX統括官及び地域ブランド推進グループの業務を支援する。

(2) 業務の内容

ア 全庁を対象とした業務

(ア) 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメントに対する支援

CB確立に向けた部局横断的・統合的な施策運営を実現するため、各種ブランド価値向上施策を所管する所属、及び、地域ブランド推進グループ相互の情報共有や必要な調整を図るとともに、それらを踏まえて必要な知見・情報の収集・分析を行い、地域ブランド・DX統括官が行う統合的マネジメントを支援する。

(イ) 個別のブランド価値向上施策のマネジメントに対する支援

庁内の各課・室・グループ（以下「所属」という。）が実施するFB、PBの価値向上に

に向けた施策を対象とし、C B 確立に向けた部局横断的・統合的な施策運営の実現の観点から、その円滑かつ効果的な企画・実行に向けて必要な知見・情報の収集・分析を行うとともに、それらを踏まえ、実施方針・方法等について助言や提案を行う。

(ウ) 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメントに関する知見の蓄積

上記「4 (2) ア (ア) 及び (イ)」の業務に必要な知見の県組織への蓄積ができるよう、職員への研修などを行う。

(エ) 業務の実施方法

上記「4 (2) ア (ア) 及び (イ)」の業務は、各所属の施策担当者やマネジメント担当者との面談、地域ブランド・D X 統括官及び地域ブランド推進グループとの面談、関係者を招集した会議、情報共有・統括を行うための資料作成、各種施策・マネジメントの実施スケジュールの管理・調整、次年度に向けた施策検討における更なる統合的な施策運営への助言等により実施する。

イ 農政部を対象とした業務

農政部においては、農政部長のもとで、農政部が所管する各種農畜水産物の F B、P B の価値向上に向けた各種施策を所属横断的にマネジメントする業務を実施する。

受託事業者は、農政部内の各所属が実施する F B、P B の価値向上に向けた統合的ブランディングに向けて次の業務を実施することにより、農政部長及び農政部関係各課の業務を支援する。

この業務は、「4 (2) ア」に示す業務で行う全庁的な統合的マネジメント支援の一部分を担うものであり、「4 (2) ア (ア)」の業務を通じて全庁的なマネジメントと調和させることとする。

(ア) 農政部の各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメントに対する支援

農政部が所管する各種農畜水産物のブランド価値の統合的ブランディングに向けた所属横断的・統合的な施策運営を実現するため、各種ブランド価値向上施策を所管する農政部内の所属相互の情報共有や必要な調整を図るとともに、それらを踏まえて必要な知見・情報の収集・分析を行い、農政部長が行う統合的マネジメントを支援する。

(イ) 農政部の個別のブランド価値向上施策のマネジメントに対する支援

受託事業者は、農政部の各所属が行う施策を対象に「4 (2) ア (イ)」の業務を実施する際には、部局横断的な観点とあわせて、農政部が所管する各種農畜水産物の統合的ブランディングに向けた所属横断的・統合的な施策運営の実現の観点からも必要な知見・情報の収集・分析を行うとともに、それらを踏まえ、実施方針・方法等について助言や提案を行う。

(ウ) 業務の実施方法

上記「4 (2) イ (ア) 及び (イ)」の業務は、各所属の施策担当者やマネジメント担当者との面談、農政部長との面談、農畜水産物のブランド価値向上に取り組む農業団体等との面談、関係者を招集した会議、情報共有・統括を行うための資料作成、各種施策・マネジメントの実施スケジュールの調整、次年度に向けた施策検討における更なる統合的な施

策運営への助言等により実施する。

(3) 成果物の納入

受託事業者は、成果物として次の資料等を納入する。

この際、全庁を対象とした業務（「4（2）ア」）と、農政部を対象とした業務（「4（2）イ」）とについて、それぞれ別に作成し、提出すること。

この際、全庁を対象とした業務（「4（2）ア」）に関する資料等については、農政部を対象とした業務（「4（2）イ」）に関することも包含した内容とする。

- ・ 業務実施体制図
- ・ 作業要員一覧
- ・ 支援、助言等の業務並びにその効果に係る報告書
（知見の蓄積に向けた取り組み状況も含む）
- ・ 各種会議・面談への提出資料及び議事録
- ・ 月次活動報告書
- ・ 年間活動実績報告書
- ・ その他業務支援に関し、別途県が指示する資料
- ・ 上記を記録した電子媒体

(4) 制限事項

本件業務において受託事業者は、県が実施する施策に関する必要な知見・情報の収集・分析を行うものであるが、県が実施する調達や業務委託等の契約にかかる透明性、公平性を確保するため、本件業務を行うに際し、県が行うすべての契約を対象として、入札に付する又は随意契約によろうとする事項に関する文書・資料（仕様書、公告・公募要領等、評価・選定基準、審査委員、予定価格等）の作成から契約までの業務が行われている間、当該文書・資料に関する情報に接することができないものとする（ただし、公募開始などにより公表に至ったものを除く）。

5 県への実施状況報告等

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、地域ブランド推進グループの担当者と毎月3回程度の打ち合わせを実施すること。

1月末日時点の業務実施状況について、1月末日までに中間報告書（様式は問わない）を提出すること。

委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書（第1号様式）を県に提出すること。

6 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。

- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

7 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「「やまなし」ブランドプロモーション強化業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8 その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

【様式1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所：
名 称：
代表者氏名：

印

「やまなし」ブランドプロモーション強化業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた「やまなし」ブランドプロモーション強化業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

- ・ 業務実施体制図
- ・ 作業要員一覧
- ・ 支援、助言等の業務並びにその効果に係る報告書
(知見の蓄積に向けた取り組み状況も含む)
- ・ 各種会議・面談への提出資料及び議事録
- ・ 月次活動報告書
- ・ 年間活動実績報告書
- ・ その他業務支援に関し、別途県が指示する資料
- ・ 上記を記録した電子媒体